

大石田町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

大石田町農業委員会
策定 平成30年3月26日
改正 令和5年5月25日

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大石田町（以下「町」という。）においては、平地と中山間地が混在し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なることから、その実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地では、農業従事者の高齢化や減少により遊休農地が増加する傾向にあり、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲作やそば等土地利用型作物の作付けが盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の現在の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のことから、町の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の最適化」が一体的に進んでいくよう、町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する山形県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年毎に検証・見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1, 6 6 0 h a	6. 8 h a	0. 4 1 %
3年後の目標 (令和8年4月)	1, 6 5 4 h a	6. 3 h a	0. 3 8 %
目 標 (令和11年4月)	1, 6 4 8 h a	5. 8 h a	0. 3 5 %

【目標設定の考え方】

令和5年度から令和11年度までの7年間で遊休農地を概ね1ha解消する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1条第1項規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年4月)	1, 6 6 0 h a	1, 1 5 8 h a	6 9 . 8 %
3年後の目標 (令和8年4月)	1, 6 5 4 h a	1, 2 4 0 h a	7 5 . 0 %
目 標 (令和11年4月)	1, 6 4 8 h a	1, 3 1 8 h a	8 0 . 0 %

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち主業農家数)	担い手	
		認定農業者 (経営数)	認定新規就農者
現 状 (令和5年4月)	6 2 1 戸 (1 1 6 戸)	1 1 8	2
3年後の目標 (令和8年4月)	5 8 0 戸 (1 0 8 戸)	1 0 5	5
目 標 (令和11年4月)	5 4 0 戸 (1 0 1 戸)	9 0	7

【目標設定の考え方】令和5年度から令和11年度までの7年間で上記目標を達成する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに町や農業関係機関と連携・協力しながら取り組むこととする。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、県や町、農地中間管理機構、農業関係機関と連携し、
 - (ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、
 - (イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢化した農家等の農地、
 - (ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、農地中間管理事業等の活用を検討するなど農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入数（法人） （新規参入する企業の賃貸借面積）
現 状 （令和5年4月）	1 経営体 （0. 6 h a）	0 経営体 （0. 0 h a）
3年後の目標（計） （令和8年4月）	5 経営体 （6. 0 h a）	1 経営体 （1. 4 h a）
目 標（計） （令和11年4月）	12 経営体 （13. 0 h a）	3 経営体 （6. 0 h a）

【目標設定の考え方】 令和5年度から令和11年度までの7年間で上記目標を達成する。

(2) 新規参入者の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて相談会等を実施する。

② 新規就農者フェア等への参加について

- 町や農業関係機関と連携し、新規就農者フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用し、企業参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、既に設定した別段の面積（農振白地農地の下限面積を10aに設定）を活用して、新規就農を促進する。
- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、新規参入者のフォローを行う。